

第5回公社造林あり方検討会 議事概要

■開催日時

令和元年(2019年)7月2日(火)13時30分～15時15分

■開催場所

滋賀県大津合同庁舎6階 6E会議室

■出席委員

石川知明委員、川元麻衣委員、栗山浩一委員、高橋市衛委員、根縫徹也委員、山下直子委員(全7委員、出席6委員)

■議 題

1. 前回までの検討内容の整理について
2. 森林の新たな価値の創造について
3. 滋賀の林業成長産業化への貢献について
4. 造林公社の今後の役割と体制について

■内 容

事務局 「前回までの検討内容の整理について」「森林の新たな価値の創造について」「滋賀の林業成長産業化への貢献について」「造林公社の今後の役割と体制について」事務局から資料に基づき説明。

会長 最初に、これまでのあり方検討会での検討内容について、前回分を加えて整理してもらった。これまでの検討会では、伐採方法や木材生産などの公社林の具体的な施業方法をはじめ、加工や活用を意識した生産や販売の重要性等について、多くの御意見をいただいたが、それが整理されているかと思う。

今回の検討会においては、公社林が持つ新たな価値や、滋賀県の森林・林業への貢献について御議論いただき、最後に取りまとめを意識しながら、公

社林の経営管理にあたっての「造林公社」の役割や体制についてご議論いただく。

それではまず、「森林の新たな価値の創造について」と「滋賀の林業成長産業化への貢献について」を、一括して委員のみなさんに御意見、御質問を伺いたいと思う。

委員 森林認証制度について、収入増につながるのであればとあるが、県営林などは認証を取られたと思うが、収益増につながる話はあるのか。

事務局 認証をとったからと言って、見える形で木材が高くなったということはない。今後、認証材が必要になってくる。要は、発注者側の方が認証材を使うというような話があるので、今後の利用が必要かと思うので、検討しているという状況である。

事務局 もう1点補足すると、県営林の役割と造林公社の役割は少し違うところがある。県営林は地域の森林施業の模範になるような森林づくりをするところである。そういった観点で、県営林については森林認証にも取り組んでいる。一方、造林公社の方は、収益性についても入念に検討しながらやる必要があることから、費用便益を勘案しながら、将来、公共建築などで認証材の取引が増えてきた場合は、そういったことも必要になると考えている。

会長 森林認証制度に関しては、滋賀県だけではなく、全国的に見ても付加価値ということで収益を増加させることには至っていないというのが現状である。これは国内の話で、海外ではこの認証制度が広がっている地域もたくさんある。将来的には海外並みに広がっているかもしれないが、現状としては、導入して利益につながるというわけではないので、しばらく様子を見る必要があるかと思う。

委員 企業の森について、第1件目となるトラック協会と提携を結んだ場所は、アクセスの良いところを選ばれたのか。

- 事務局 企業の森の取組を進めるにあたって、候補地をホームページでPRしている。アクセスの良いところを選んでいる。
- 委員 看板を立てて、アピールして効果のあるところを選ばれるのか。アクセスの良いところは、木材生産としても魅力であって、木材生産の候補地にもなり得ると思う。木材生産か企業の森かどちらを優先するのか課題になってくるかと思う。
- また、周りから見える見えないということを意識する事業者がいるかと思うが、山の中の生物多様性とか、生き物との関わりを重視する企業もあり、環境学習のプログラムを使った事例もあったかと思う。アクセスの観点だけでなく、企業はどのような所をアピールしたいと考えているのかというニーズも幅広く調査してはどうかと思う。
- 会長 企業の森に関しては、企業が森に入って森林環境学習に参加するとか、森林管理の手伝いをしていただくとか、山に入ることが中心になるので、どうしてもアクセスの良いところにならざるを得ないというのが現状である。本来であれば、生物多様性の観点から企業が貢献してもよいが、まだ多くの企業がそういったところに目が行っていないというのが現状かと思う。
- 会長 それでは4つ目の議題の造林公社の今後の役割と体制についてですが、こちらについて御意見・御質問はあるか。
- 委員 確認であるが、森林資産というのは、過去に投下した資本、金額ということで先ほどお話があったと思うが、7ページの図で、伐採収益いわゆる売上高が、過去に投下した金額を下回っているから損失が出て、正味財産が減少するという話であるが、現状は、主伐が始まって3年4年しか経っておらず、そういった形になるかと思う。今までの検討会でも天然下種更新を目指すとの説明だったので、天然下種更新を目指すのであれば、今までの保育管理の費用が、今後はそこまで掛からないのではないかと思う。ということは伐採

収益の方が上回る、つまり損失、正味財産の減少が今後はどんどん減っていくというイメージが想像するのであるが、それであれば、主伐を初めて3年4年目で、正味財産が減少していつているからといって、主伐をやめるべきかという議論を行うのは時期尚早と感じる。

13ページの表も正味財産が減っていつているが、期末残高がまだ1億4千万円ほどあるということで、事例に挙げている高知県や宮崎県はそもそも期末残高の正味財産が赤字ということで、企業でいうと債務超過みたいなイメージである。そういった公社においても存続を選ばれているし、滋賀県の造林公社においてこれを議論するのは時期尚早かと思うので、私もこの資料に書いているとおり、意見としてはその理解に間違いがないのであれば、公社を存続して、主伐を継続していくのが良いかと思う。

県営林化するという話も上げているが、県の会計に取り込まれて、財政状態の見える化が発揮されず、ブラックボックス化されることは良くないと思うので、その面からも、今の時点では、公社は存続して、かつ主伐を継続していくという方針でよいと思う。

事務局 森林資産については、現在3回から4回に分けて伐っているので、すべてが一度に無くなるわけではない。様子を見ながら判断することが重要かと思う。

県営林化した場合、見える化が非常に難しいということは、私たちも理解しており、他の事業と混ざってしまうので、そういったことから公社がよいということと言われたが、私たちも同じように考えている。

事務局 経営改善のために分取割合の変更している。9：1というのは、土地所有者にとっては非常に不利な契約で非常に申し訳ないが、9：1で変更しているのは滋賀県の公社だけで、ほとんどが7：3や8：2であったりする。9：1の変更契約も大分進んできているので、その公社の努力を無駄にしたいということもある。

委員 12ページの、1立米あたり5,150円で、ほかの事例の販売単価よりも上回

っているし、そういった点からも、県営林化することで事務的な作業も増えて元々の目的が果たせないということよりも、どこに売ってどうやって収益を上げて借入金を返していくかということに焦点をあてるべきかと思うので、この方針でよいかと思う。

会長 現状として、企業でいう債務超過の状態になっているわけではなく、赤字は続いているものの、経営は可能な範囲内ということに間違いはないか。特定調停でかなりの債務を免れたこともあって、現状としては債務超過になっていない。ただ、赤字が続いているが、これが続いていくと厳しい状況になるということかと思う。

委員 公社の販売単価が、他の記載事例に比べて高い要因はあるのか。

事務局 滋賀県の場合は、A材、B材、C材の仕分けをして売っている点がある。ほかの例は皆伐方式をとっており、全部の木を立木で売ってしまうという方式であるので、抜き伐りでやっている事例はないということである。皆伐をするので、良い木もあれば、悪い木もあるため、安価で落札されてしまうところもあるかと思う。

委員 私の一般的な常識から言うと、皆伐の方が経費が安くて、収益があがるというイメージであるが、逆に抜き伐りで皆伐よりも良い結果がでていて、今後収益が上がっていくように見えるがいかがか。

事務局 間伐方式をとっているのので、実際、補助金が入っている。皆伐した場合には、補助金がでないのので、その差は大きくでるのかと思う。収益の面では間伐にメリットがある。

事務局 今回の回答に加えて、皆伐している公社では、再造林が大きな課題となっている。これは契約上、造林公社と一旦縁が切れてしまうので、土地所有者が植えなければならないという、基本的なルールになっている。滋賀県の公社

の場合は、間伐をするということで、補助金をもらうにしても、その間ずっと造林公社が管理をしていく、縁が切れませんので、常に伐りながらその森林に対して管理するリスクを負っているわけである。リスクを負いながら、補助金をもらいながら、収益を上げ、公益的機能を維持しているという点は、大きな強みになっているのではないかと考えている。

会長 そのとおりだと思う。公社である以上は、単にコストを考えて皆伐をするというのは、特に滋賀県の造林公社は、この水源林の維持管理が大きな役割を担っているので、そこは他の公社との大きな違いではないかと思う。

委員 A3資料の行政にとってのメリットで、国庫補助金の補助率が高いとしているが、宮崎県の例にあるような85%の高率補助が、現在滋賀県にもあり、間伐や再造林を支援しているということか。

事務局 ベースは国庫の補助率があり、それに加えて県の義務負担というものがある。それを合わせると一般の造林事業よりも、少し高率の補助が出されているが、その理由は、公的管理森林ということで、奥地の条件不利のところでは公社が経営しているために、間伐や作業道の作設に対する補助で少しかさ上げがあり、公社のメリットとなる。

委員 徳島県でも、森づくり機構が一括してやっていて、間伐や再造林にかなりの補助を受けているので、そんなに持ち出しがなくてできているということを知っているから、公的な機関が管理する意義はそこにあるのかと思う。本当は、国庫補助金に頼るのはどうかという議論はあるかと思うが、ある程度まとまった機関が旗振りをしてくれないと、個々ではできない部分なので、そういうメリットをしっかりと活かしていくべきだと感じている。

事務局 県営林の場合は、滋賀県が滋賀県を補助するというスキームはないので、半額の補助残の部分は県が全部持ち出しをするということになる。

滋賀県が国の補助を受ける場合は、補助にも起債ができるという、特別交

付税措置の適用を受けていて、起債するということはやがて地方交付税で、一定措置されるということもあり、非常に大きいメリットになっている。

委員 16 ページの、「山の資源を活かす」の枠のところで、事業地を調査し、現場に応じ合理的な伐採計画を立てるとしているが、原則として間伐を何年かで3回か4回行うという計画を立てていたが、これに則って場所によって数年ずらして伐採するという計画を立てられるのか。

そうであれば、そこに安定供給という面から森林のためではなくて、市場の安定のために伐採をずらすということも考えているのか。

事務局 50 年になったときに1回目の伐採を行い、その後10年ごとに伐採し、80年までには合計4回の伐採することを基本としている。

ただ、現地を見たときに、もう1年2年ずらした方がよいということもあり、その様子を見ながらということである。植えた時期に偏りがあり、伐採が多い年と少ない年があるので、安定供給という観点から林齢だけをもとに伐採するとなると、逆に波ができることになってしまう。特に労務の関係があるので、2年3年の幅を見ながら時期をずらしたり、近くに現場があれば、そこと併せるために少しずらすことはある。

委員 同じ木であれば、少しでも高く売ることが大事だと思うので、例えば流通や林産系の情報を加味しながら、計画的な計画を立てられるようなシステムを作られるといいのかなと思う。

事務局 川上が出せるものを出すというのではなく、逆に川下のニーズに合わせてながら、今スギが欲しいということであれば、スギを出せるようにするなど、柱材のニーズがあれば少し早めからそのサイズの丸太を作るという取組は今までなかったものですので、本県でも今年度から検討に入り、県全体のニーズを捉えて、その中で必要なものを必要な時に出せるという状況づくりを公社も含めて検討しているところである。

事務局 また地域の公共建築物などで、一気にたくさんの木材が必要な時があるので、事前に市町と造林公社が木材供給協定を結んでいる。すでに多賀町、甲賀市、そしてもう間もなく、東近江市と協定を結んで、大型の木造建築物への供給が図れるような体制づくりをしている。一方、県営林では、難しいが、公社という柔軟な仕組みを使って可能となることもあり、柔軟に対応することで地域にも貢献できている。

会長 公社の経営評価委員会でも同様の意見が出ておりました、製材工場と連携を図って、産直という形でできればよいという意見もあるが、なかなかうまくいっていないというのが実態。

公共建築物に対して、需要が一気に高まるときに、対応できないということも指摘されており、ここに関しては公共建築物に関する情報をできるだけ早めに流すという対応をとっていただいているかと思う。

できるだけ柔軟に対応できるような仕組みをというものを、公社の方で検討いただいているかと思う。

委員 滋賀県で林業のアカデミーが始まったが、どこの範囲までを受講対象にして呼びかけているのか。森林組合とか実際現場におられる方に来ていただいて技術職の人がメインになるのか、もしくは、経営プランナーとかを重視するのか、情報があれば教えてもらいたい。

事務局 6月12日に開講しました滋賀もりづくりアカデミーには、3つのコースがあり、1つは既就業者、2つは新規就業者、3つは市町職員の育成である。

既就業者については、作業班として、伐採搬出などを行う班が県内に47班あり、これまでは一人ひとりが座学や現場実習を行うような研修であったが、実際に作業班に戻ると親方の考えで元に戻ることもあったので、今度は班ごとの研修を4年かけて、全県1周する。今年度は準備期間でもあるので8班で行い、次年度から年間10班から13班程度で、講師が現場に入りOJT型で、請け負っておられる現場において、より効率的な伐採搬出方法の指導を行う。それを春夏秋の3期でやり、生産性を向上していき、それを4年したら、ま

た最初の班のところに戻る。実際に講師が現場を回っていくということを考えている。

新規就業者につきましては、滋賀県ではこれからやまの健康という取り組みに力を入れていくので、森林林業と合わせて山村振興を一体的に行い、やはり農山村には過疎化や高齢化で人がいないので、そこに定着してもらう人にも林業を担ってもらおうと思っている。移住者の方が中心になってくるが、基本的な安全のための伐採技術を学んでもらうことは当然で、山村での生業ということも学んでもらうので、これは滋賀らしい部分と考えている。このコースは、2か月半の研修が終わったら現場に入ってもらい、次の新しい方がこられるように、年間3回の受講機会を設けようとしている。

市町職員向けの研修は、昨年森林経営管理法ができたので、放置林対策を市町を中心にやってもらうためだが、林業を学んで専門にやっておられる方はいないので、森林の見立て方、森林整備の方法、実際に発注するスキルを、全市町の職員に身につけてもらうための座学と現場実習をやっていこうと考えている。今年から、既就業者と市町職員の講座をスタートし、新規就業者向けは来年度から始めるので、今年度はカリキュラムの検討と募集の準備をしたいと考えている。

委員 新規のものは、地域おこし協力隊との関連もあるのか。

事務局 それも考えている。実際に来られる方は、自分でいろんなところに研修にいらっているので、アカデミーで集中して学んでもらった後に、現場に実際にいらしていただくということも可能である。林業をやりながらほかの仕事もやる、地域おこし協力隊の中には林業の人もいれば、芸術の方もいらっしゃるので、様々な形に対してこのアカデミーが研修の場所となれば、より効果的に地域おこしの取組につながると考えております。

委員 10 ページ目の判断の理由の4つ目について、天然下種更新を目指すのであればそこまで経費が掛からないと思うが、宮崎県も主伐期に入っており、今後は保育経費を必要としないと書いており、宮崎県も天然下種更新をやって

いたと推測されるが、そのことが分かれば教えてもらいたい。また、今の宮崎県の状況を把握されているようであれば、滋賀県の造林公社の参考になるかと思うが、何かご存知か。

事務局

宮崎県では抜き伐りをやっておらず、すべて立木で入札にかけているので、木材生産業者が入札で伐採権を買い取るような、国有林に近いやり方である。伐採後は更地になるので、更地の状態で土地所有者に返している状況である。更地で返すので、再造林されない山が出てきている。半分とは言わないが、3割ぐらいは植えられない山が出てきたと伺っている。

保育経費を要さないというのは、伐期に近い80年生の山を多く有しているので、枝打ちやテープ巻きなど保育間伐の経費は掛からないとの意味である。

委員

天然下種更新みたいな、間伐や抜き伐りをやらないということか。

事務局

宮崎県の公社の場合は、更地で返して、そこは土地所有者が経費を負担して植える形になるので、分収割合も見直すことができないとのこと、植林する原資は土地所有者の方に返すという方法をとっている。

滋賀県の場合は天然下種更新を目指しているので、不利益な分収割合で契約変更をお願いしており、再造林の必要のない山であるという説明をしているところである。

会長

宮崎県の場合は、滋賀県と違うわけであるが、宮崎県は林業が盛んにやられていて、大面積で皆伐をして、低コストで生産を上げていくという方針がとられている。ほかの公社でも同じようなことがやられているが、一方で、土地所有者が伐採された後の更地をそのまま返されて、その土地を今後どうしていくのかが課題と思うが、滋賀県の場合は天然下種更新でうまくいけば、再造林しなくても森林が復帰していくが、宮崎県の場合、人の手で植林しない限り森林が戻らないわけである。また一旦木を植えたら保育管理をしなければならぬということ、これまで公社が管理していた森林を、今後は所有者が管理しなければならぬということの負担が大きいと思う。宮崎県が

所有者に対してどこまでサポートができるのか、ということが今後問われることになると思う。滋賀県としてはそういった方針はとらないということである。

委員

16 ページ、山の資源を活かすの「造林公社が」の2つ目と3つ目について、森林組合の集約化と公社の伐採を一体的にやると効率的との話があるが、あまり進んでいないという印象を持っている。タワーヤーダーなど大規模なものは、導入が難しいと思う。路網も含めて大きい計画でやらないと難しいと思うので、公社の計画と個人の計画が相互に関連するような、公社の計画の規模を活かせることが今後大事になってくるかと思うし、市町の協力も大事になってくるので、このあたりを期待している。

事務局

隣接の個人の関係に関しては、昭和40年から植えたものは、滋賀県公社の場合は大きい面積でやっているが、昭和48年からのびわ湖公社のものは非常に小さいものが多くて、その間には個人の土地が入っていたり、混ざっている例が多くて、今はそこも含めて一体的にやっていかないと整備できない。公社の方から皆さんにお願いしに行って、少しでも一緒にやって、そのうえで効率化を図って低コスト化に努め、さらに道づくりに関しても、自分のところだけでなく、関係者が使いやすいルートというものがないとなかなか理解が得られないと考えている。

会長

公社の場合のメリットとして、公社が全体を一括して管理しているということもある。もしこれが個別の所有者であれば、森林組合が一つ一つ所有者に相談をしながら進めないといけないところだが、間に公社が入って効率的にどのような伐採をしたらいいのか、効率的な計画を立てることができることが、公的な公社が管理している強みかと思う。

このため、できるだけ機械が入りやすいように路網整備を行うとか、できるだけ効率よくある程度の面積を確保しながら伐採を行っていくとか、そういったところを有効に活用していくことが必要かと思う。一方で造林公社がやっているところは奥地で、かつ急峻な場所が非常に多いので、すべてで、

車両系の機械を入れて、路網を作って入っていけるかということ、そうではないということ。ある程度の場所であれば架線集材をしなければならない状況があるということである。そこも勘案しながら、いかにして低コスト化を進めるのか考えないといけない難しさもあると思っている。ここが公社側の課題と思っている。

委員 これから今ある人工林を伐って、再造林せず、広葉樹林化していくことは全国的な課題となってくる話だが、近畿圏の山を見る限り、伐った後、何もしないで広葉樹が再生したという話は、ほぼないと言っていい状況かと思う。抜き伐りした後に広葉樹を植林することは予算的にも厳しいかと思うが、あり方検討会を何年か置きに、見直す計画を立てているのであれば、伐った後の森林がどのような状況になっているのか、残存木だけでなく、周りの広葉樹の侵入状況などをチェックするような体制をつくってほしいと思う。

事務局 私どもは広葉樹の侵入がうまくいくと思っているが、指摘のようになかなか難しいという文献もある。伐採後によく観察をして、また5年後に検討会を考えているので、そのときに確認して、状況が悪ければ、次の伐採の後に植栽も含めて手当を考えることも試験的にやっていきたいと思っている。

委員 一旦決めてしまうと、それに則ってやらないといけないことになってしまうが、天然更新のことは現場を見ながら、常に対応できる余裕をもって進めていただきたいと思う。

あと、国や他県においても、広葉樹林化は一つの課題になってくると思う。他の事例を共有する機会も是非つくっていただければと思う。

造林公社 天然下種更新のことで少し報告する。平成27年に主伐を始め、伐採後それぞれでプロットを取って、モニタリングについては、継続して観察している。もちろん試験研究機関にお願いしており、琵琶湖科学研究センターと一緒にプロット調査をしている。

直近であると平成29年に甲賀市の大河原で伐採しており、そこでプロット

調査をしており、去年の時点でまだ数年しか経っていないが、若干の下草が生えてきているというデータもある。もちろん、シカなどの食害で天然下種更新の機会を逃してしまうこともあるので、シカの個体管理については、県にお願いしているが、大河原については、シカの被害がないときに、どの程度天然下種更新が可能なのかが分かるように、周囲に柵を設けるような形で観察しているところである。平成27年から昨年までの間で、27か所ほどの事業地を伐採しており、抜き伐りのため、十分な日射量ではないので、そのあたりで、期待するような植生の回復というものはまだ見える状態ではないが、その他の事業地においても、今年から公社が直営でプロットにおいて観察しているところである。今後の公社の伐採方法と天然下種更新については、非常に密になるものであるので、逐次観察しながら、場所や条件に応じて考えていきたいと思う。

会長

天然下種更新というものは、今後しっかりとモニタリングを続けていかないと、うまくいくものではないと考えており、長い時間をかけて、これで良いかということと研究者と連携しながら、今後継続して確認していく必要があるかと思う。

それから、重要な問題は、獣害問題である。シカがいるとせっかく下種更新ができたとしても、全部食べられてしまっは意味がないわけである。この獣害対策は、公社ではできないものなので、県が責任を持ってきちんとやってもらわなければ、公社林は回復できないと考えている。

委員

最近、サツキなどの根株を伐る業者が多いので、規制を考えてもらいたい。近くの山を見てもシカ以外の部分も多いのかと思う。業者が入りこんでおり、盗伐が多いとも聞いている。そのあたり造林公社の方でもしっかり見てもらいたいと思う。

サツキ、ホダ木などのほかにも正月用にいるものなど、滋賀県の山は入りやすいので、結構盗られていることが多いと聞く。地域の人が採るのはいいが、それ以外の人が採ることがあるので、しっかり見てもらいたい。結構、保護されているところから、盗られることが多いようである。

事務局 木材については、過去に県営林においても盗伐事件があった。森林組合では、山土場に積んでいた木を持っていかれたということも聞いているので、山の管理、木材の管理も公社の方には努めてもらいたいと思う。

委員 17ページについて、雇用や人材育成を公社で進めていくと書かれているが、従事者だけでなく、森林のプロデューサーのような、天然下種更新が良いのか、もしくは伐採をして収益確保を目指していくのかなどの方向性を見極めることや、今後の木材の活用などを検討して利益につなげられるような人を育てていてもらいたい。

その辺が滋賀県の弱い部分と思う。岐阜県の森林文化アカデミーを見てても、もう少し高度な人材を育成している。やはり岐阜アカデミー出身者を人材としてほしいと思う。志の高い人の育成を考えてもらいたい。

事務局 造林公社の伐採のピークは、令和8年から令和12年ぐらいに迎えると考えており、今年度からスタートした滋賀もりづくりアカデミーでは、まずは、伐採搬出の作業を効率よくできるような人材を育成したいというところからスタートした。どこで再造林すべきか、天然林化するのかなど、地域でそれぞれに考えられる人材がいれば、もっと滋賀県の山はよくなると思う。地域で自ら考えて提案するという動きになっていけば、森づくりを進めるうえで大きな力になると思っている。将来的には、そういった観点も含めて人材育成を進めていきたいと思っている。

会長 人材育成は非常に重要な論点かと思うので、今後滋賀県の方で頑張ってもらいたいと思うが、アカデミーができたということは重要なことだと思うので、岐阜県などの先行事例をしっかりと調べてもらって、参考にして情報の共有化を図ってもらえればよいと思う。

委員 もし県営林化した場合、補助金はどうなるのか。

- 事務局 国からの補助金は一緒だが、滋賀県として上乗せできないという話になってくる。造林公社という県ではない機関が行うので、そこに対しては県が義務負担としてかさ上げできるということになる。県が県に補助するというスキームはない。
- 委員 県営林化すると収益は落ちるといふことか。そのようなことも含めて、有効な補助などを上手く使っていくのは、現状の公社のメリットかと思う。そういう立場を利用するのはよいと思う。
- 会長 公社の場合であれば、収益を重視したような経営ができるわけだが、県営林の場合は、収益ではなく、少し違った観点で公的森林を管理していくことになるので、方向性は変わるかと思う。
- 会長 現金ベースで債務超過となってしまうとは事業が継続できないので、これは当然、造林公社として成立ができなくなるわけであるが、現状としては、滋賀県の造林公社は、そこまで至っているわけではないので、この検討会の一つの結論として、いままでどおり収益を目指しながら公社の形態で継続する方が望ましいとしてよいか。
- 事務局 会計上の債務超過となっている事案について、宮崎県と高知県の事例をだした。その2公社が事業を継続しているスキームであるが、もちろん公庫から借入をしており、公庫へ返済するために、県が公社に貸付を行っている。借入金で、公社は公庫に返済しているということになり、県の貸付、債権は増え、公社の債務が増えている形である。県は公社に返済を迫ることはないので、債務超過の状態でも経営が続けることは可能という状況である。
- 委員 会計上の債務超過の状態になったからといって、すぐに経営が成り立たないということは全国的にみても無いということを理解している。造林公社は公益法人ではなく、一般社団法人であるが、公益法人と同様に社会公共の利益を目的としており、会計上は収支相償の原則ということで、基本的に正味

財産がマイナスであっても、利益を上げることが目的ではない。非営利の法人であるため、そこで必要性が担保されるかと思うので、債務超過の状態になったからといって、すぐに経営が成り立たないというわけではないと思っている。

事務局 債務超過の状態になったとしても、主伐の事業については、事業地ごとに黒字になるか、赤字になるか評価しているわけである。採算林となった部分について、伐採時点で補助金を含めて黒字になるのであれば、伐採することができる。試算の結果、赤字になるのであれば、そこでは実行できないということになる。このため、会計上の債務超過という状態になっても、伐採できる資産は、残っており、この伐採の可否は、その時点での収支だけで決めることができる。一方で、会計上の債務超過の赤字というものは、過去の投資額が回収できないということであり、伐採で得た収益で滋賀県および兵庫県に返済でき、その前に所有者と分収することも可能であるため、事業としては一定継続できるというスキームである

会長 大変よくわかった。公社の場合は、特定調停で借入金を返済しなければならないなど、いろんな条件や制約がかかっている部分があるので、単純に伐採の黒字、赤字だけで判断できないところもあるので、そこまで含めて考えなければならないというのが、難しいところかと思う。

委員 16ページの公社の役割について、造林公社がやることと滋賀県がやることを分けており、滋賀県が琵琶湖保全再生の視点に立って指導助言すると書かれているが、具体的に何かチェック機能のようなものをイメージされているのか。公社のやることに対して、滋賀県がこれまでやってきた事業で得られた知見を用いて、指導するための委員会を設けて、チェック機能とするスキームを維持しようというものか。

事務局 仕組みとしては、県の公社への関与条例があり、これによって、公社の経営評価を確認したり、評価結果に対する指導助言を行うことが条例で定めら

れている。

保全再生の視点に立ったというのは、一昨年に県の独自の森林整備指針を定めたので、そういった観点から指導助言を行うというものであり、現時点で県が何か新しい委員会を設けるなどのことは考えていない。

事務局 県が指導助言した結果については、公社が自ら行う経営評価と併せて県議会に報告することになっており、毎年チェックすることとされている。そのなかで、県議会からの意見も踏まえて、造林公社に対して必要な働きかけを行うものである。

委員 そのような意味でも、県営林化してしまうとこの確認が不透明になりそうですので、今のような形の方が良いかと思う。

会長 現状では県によるチェック体制があって、公社の方では収益の観点から経営評価をしてもらって、一方で県の方が環境影響の面などチェックを行ってという、役割分担ができていく体制だと思う。県営林化されることで一体化されてしまい、ブラックボックス化されてしまうことが問題かと思う。

事務局 公社のなかでも、理事会や社員総会があり、それぞれで関係者によるチェック機能が果たされていると思っている。

会長 そうは言っても、経営が悪化して、公社では特定調停に至ってしまったというのは反省すべき点かと思う。本来であればもっと早い段階で県が公社の経営状態を把握して、早期に経営状況を改善していく必要があったと思う。今後はそういったことが起きないように県において、しっかりとチェックしていくことが求められると思う。

会長 それでは、本日いただいた意見を踏まえて、事務局で資料の修正や対応の検討をお願いします。また、次回の検討会についてであるが、事務局から取りまとめの素案を示していただき、取りまとめ内容を検討していきたいと思う。

以上で本日の議事はすべて終了した。

それでは事務局に返す。

事務局

会長、ありがとうございました。

次回、第5回の検討会の開催についてであるが、8月第1週もしくは第2週での開催を考えている。

それでは、以上をもって、第5回公社造林あり方検討会を終わる。

(15 : 15 閉会)